

平成29年度 歳末見舞金について

支援を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう、下記の皆様へ見舞金を支給いたします。この見舞金は12月から始まる歳末助け合い配分事業として行われるものです。

見舞金を希望される方は、それぞれの申込方法に基づきご申請下さい。

	対象者	申請方法等
1	「指定難病医療受給者証」 「指定疾患医療受給者証」 「特定疾患医療受給者証」 「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けている方	1. 申請は10月2日（月）から翌年1月31日（水）までです。 2. 対象となる受給者証または手帳、印鑑をお持ちのうえ、お近くの社協事務局にてお申し込みください。
2	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方	3. 代理の方の申請も可能です。その際は、対象となる受給者証または手帳、代理の方の印鑑、代理の方の身分を証明するものをお持ち下さい。
3	低所得世帯で見舞金が必要と思われる世帯 ※見舞金の対象となる低所得とは、下記の全てに該当する世帯です。 (1) 世帯全員が市民税・県民税非課税となっている世帯 (2) 生活保護基準額と同程度の収入で、見舞金の支給が必要と思われる世帯	1. 申請は10月2日（月）から、翌年1月19日（金）までです。 2. お近くの社協事務局まで、電話にてお申し込みください。 3. その後、民生委員・児童委員が自宅に伺い調書を作成します。申請者は同居者全員の「市民・県民税非課税証明書」をご提出ください。 4. 提出された調書をもとに、見舞金支給の有無が決定されます。

- ※
1. 下記のいずれかにあてはまる方は、見舞金支給の対象とはなりません。
 - (1) 生活保護を受給されている世帯
 - (2) 施設に入所されている方及びサービス付き高齢者向け住宅に居住されている方
 - (3) 長期に入院されている方（3か月以上）
 2. 見舞金のお渡し時期及び方法につきましては、申請時にお伝えします。
 3. 見舞金額は12月中旬頃決定されます。
 4. 見舞金は重複して支給することはできません。



©中央共同募金会

【申込／問合せ】

- ・本部 049 (264) 7212
- ・大井支所 049 (266) 1981